

里庄町立里庄中学校 部活動活動方針

平成31年3月26日(火)

この方針は、国・県・町の策定する「部活動の方針」等を踏まえて策定する。

1 目 標

部活動は、学校教育の一環として、同じ目的や趣味を持つ生徒が、学年や学級の枠を超えて集まり、自主的・自発的に行われる活動である。この活動は、生徒同士が競い、励まし、協力することで、次のような資質・能力の育成を図り、健全な心身の発達を目指すものである。

- (1) 個性の伸長
- (2) 自主的・自発的な態度の育成
- (3) 責任感や連帯感の涵養
- (4) 好ましい人間関係の育成
- (5) 体力の向上と健康の増進
- (6) 生涯学習の基盤の育成

2 基本的な考え方

- (1) 入部については、各自希望制とする。
- (2) 活動は、原則として顧問教員の指揮下で行う。
- (3) 部活動の設置・運営等については、部活動顧問者会議〔校長・教頭・各部顧問代表〕で審議し、職員会議において決定する。
- (4) 設置部活動数は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保等の観点から、円滑に実施できるような数とする。
- (5) 適正部活動設置数は、校内で複数顧問制がとれる範囲とする。
※ 適正部活動数とは、担当教員が複数人（複数顧問制）にできる数とし、9～10の部活動数を適正数とする。また、運動部と文化部、野外と屋内、チーム団体競技と個人競技、男女の別での部活動の数も考慮する。

3 部の設置について

- (1) 2019年4月1日現在、次の部活動を設置する。
①野球部 ②サッカー部 ③男子陸上競技部 ④女子陸上競技部
⑤男子ソフトテニス部 ⑥女子ソフトテニス部 ⑦女子バレーボール部
⑧女子卓球部 ⑨男子バスケットボール部 ⑩女子バスケットボール部
⑪吹奏楽部 ⑫情報科学部
⑬柔道部 ⑭剣道部 ⑮弓道部
※ ⑬～⑮の部については、部活動指導員（外部指導）の先生の指導とする。
- (2) 適正部活動数になるまで、別紙に定める部活動設置規定にしたがって部活動数を縮小（調整）する。

4 入退部について

- (1) 入部は、希望生徒とその保護者が規定の様式により入部希望届けを提出し、入部許可証が交付されたものとする。新入生については、一定の仮入部期間を経て、入部希望届を提出し、入部許可証が交付されたものとする。

但し、部活動設置規程3（1）の規程を受ける部については、その規程に従い該当する部活動の新入生は他の部活動に変更するものとする。（詳しくは「部活動設置規程」参照）

（2）入部希望届は、原則毎年4月に提出する。

（3）転・退部については、本人・保護者・顧問・担任と話し合いの後に、所定の手続きをとって転・退部を認める。但し、新入生の募集停止となっている部活動への転部は認めない。

5 活動日・時間について

（1）活動日は、原則として水曜日以外の平日とするが、部によっては、週1～2回程度の活動となる場合もある。活動終了時間については、日没時間等を考慮して決定する。また、土日祝日等の活動に関しては、適切な指導計画のもと、校長の承認を得て活動することができる。但し、里庄町の部活動指針にそって、原則平日2時間、土日3時間の練習時間を基本とし、平日1日、土日のどちらか1日の休養日を設定する。（大会等が重なる場合は、翌日を休養日とする。）

（2）朝練習は、原則実施しない。但し、生徒・保護者の了解を得て顧問が必要と判断した場合は校長の承認を得て、月曜日以外の7：30～8：00の間で活動することができる。（7：10以前の登校は、認めない。）

（3）活動は、学校教育の妨げにならないよう配慮する。教科・学校行事・学級活動・生徒会活動等と重なる場合は、部活動より優先する。

（4）定期試験の一週間前から、部活動は停止する。

（5）顧問不在の場合（職員会議・研修・出張等）は、原則として活動しない。但し、活動場所に責任教員がいて、活動内容が生徒に指示されている場合は例外とする。

（6）顧問は、活動にあたっては、年間活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、生徒・保護者に周知する。また、生徒の代表は、毎日の活動日誌をつける。

6 大会等の参加について

（1）参加できる大会等は、次のとおりとし、顧問、担当教員または部活動指導員が引率する。

①中体連・中吹連又は教育委員会主催・後援する大会。

②中体連の各競技部が主催する練習会。

③各競技の協会や連盟の主催する大会や練習会。

（2）大会参加費等については、原則自己負担とする。（従来の年2回の中体連等の参加費・交通費については、規定に基づいて一部補助する。）

7 その他

（1）目標にそぐわない行動等があった部については、一定期間の部活動停止をする場合がある。

（2）本規定は、部活動顧問者会・職員会議を経て、校長の承認をもって変更を行うことができる。

（3）本規定は、2年後の2021年に、部活動の設置状況等を検証するため、見直し検討を行う。